

独占禁止法審査手続についての懇談会 個別要望項目の論点と政策提案

平成26年7月18日

委員 榊原 美紀

個別要望項目の論点と政策提案

第6回までのヒアリング及び議論を通じて、各場面で担保されるべきものに応じて、個別の要望項目の**必要性**を提示。

公正取引委員会や懇談会委員の方の**実態解明機能の低下の懸念**も踏まえ、当該機能を損なわないように配慮した**見直しの方向性**を提案。**具体的な提案**を通じて、個別の項目の議論をしてまいりたい。

- 立入検査での告知・明示
 - 検査内容のうち任意の部分
 - 弁護士の立会い
 - 物件・提出資料の謄写
 - 立入検査当日の事情聴取

- **任意**の供述聴取での弁護士の立会い(立入検査当日の聴取含む)
- **任意**の供述聴取での供述調書の閲覧・謄写
- **任意**の供述聴取での録音・録画、供述人によるメモの録取

- **強制**の審尋での弁護士の立会い
- **強制**の審尋での審尋調書の閲覧・謄写
- **強制**の審尋調書での録音・録画、被審尋人によるメモの録取

(論点) 弁護士の介入の程度の分類

(参考): 弁護士懲戒制度

- 弁護士・依頼者間秘匿特権(秘密保障)
(論点) 秘匿特権の範囲と不当な権利行使

立入検査の防御権の論点

防御権	問題の所在	必要性	実態説明阻害の懸念等	相当性	見直しの方向性・政策提案
立入検査内容の法的根拠の明示	<p>○任意性 「任意の検査」と言われるため、どこまでの検査内容が間接強制の対象となるか不明。また、そもそも間接強制の性質について、通常はすぐに把握できないことから、検査範囲につき疑義が生じる。</p>	<p>○受忍限度 任意の部分、強制の部分の範囲がわからないと、受忍限度の範囲が不明。</p>	<p>○検査妨害 任意の範囲がわかると、協力を拒否する等検査妨害が生じるおそれあり。</p>	<p>○代替 検査妨害が生じた場合には、物件提出命令や審尋に移行することが可能。</p>	<p>○告知・明示 立入検査の際に提示する被疑事実告知書に、検査内容のうち任意・強制の具体的部分について、個別行為ごとに明記及び告げる。</p>
弁護士の立会い	<p>○無認識 弁護士が立ち会うことは既に可能であるが、実務上、明記されていない。 弁護士の立会いが可能であること、弁護士到着まで執行が停止されるべきか。</p>	<p>○任意性・妥当性 立入検査の内容の任意性・妥当性の担保が必要。 不意打ちの立入検査に動揺し、的確な判断が難しいところ、検査範囲の相当性について、その場で検証可能にしてほしい。 ○機会の保障 弁護士の立ち会える可能性を十分に保障する必要がある。</p>	<p>○不要 そもそも弁護士の立会いは不要。 ○弁護士到着まで待機の弊害 弁護士の到着まで検査開始を待つことは、従業員による証拠隠滅が容易になる。 ○弁護士による検査妨害 弁護士により、不当に証拠の隠滅等が図られる懸念。</p>	<p>○実務上の許可 弁護士の立会いは既に実務上も拒否されていない。告知すること自体は実態説明を阻害しない。 ○弁護士到着までは求めてない 弁護士が必ず到着するまで検査の開始を待つ必要はない。 ○検査妨害の罰則 現在の検査妨害で罰則が担保されている。</p>	<p>○告知・明示 立入検査時に提示する被疑事実告知書に、立入検査及び供述聴取に弁護士が立ち会えることについて明記及び告げる。また、供述聴取の際には、弁護士(従業員が希望すれば従業員個人の弁護士)を呼べることについても、明記及び告げる。</p>
物件・提出資料の謄写	<p>○無認識 立入検査当日及び後日、提出資料を謄写できることを知らない。 立入検査当日に謄写できる範囲について不明。</p>	<p>○機会の保障 既に一定程度の謄写は認められているが、必要に応じて、謄写ができる可能性を十分に保障する必要がある。 ○リエンシー申請 リエンシー申請のため、必要な資料は一刻も早く謄写する必要がある。 ○通常業務の遂行</p>	<p>○大量の謄写による弊害 検査当日の大量の謄写は長時間を要し、円滑な検査を阻害。</p>	<p>○実務上の許可 後日の資料の謄写、必要な程度における当日の資料の謄写は実務上認められている。弊害の告知と共に、当日の検査時間内に可能な量的範囲であれば謄写できる旨の告知自体は、検査の円滑な遂行を妨げない。</p>	<p>○告知・明示 立入検査時の際に提示する被疑事実告知書に、後日に資料の謄写ができること、検査当日は一定程度の資料の謄写ができること、その一定程度の範囲(例:当日中に謄写可能な範囲)について明記及び告げる。</p>
提出資料の範囲と目録の記載	<p>○不明確 提出をした資料の内容が不明。 目録が曖昧である。</p>	<p>○目録による特定不可 後日、資料の謄写をする際に、どの目録に該当するか不明であるところ、謄写の請求を出すことが困難。</p>	<p>○特定の限界 目録に場所とファイル名は記載している。もっとも、きちんとファイルに閉じられていない書類については、1枚ずつ記録することは不能。</p>	<p>○企業側の努力 出来る限り、当日の謄写を申し出る。企業側の書類整理の状況による。</p>	

供述聴取・審尋の防御権の論点(1) 任意の供述聴取

防御権	問題の所在	必要性	実態解明阻害の懸念等	相当性	見直しの方向性・政策提案
弁護士の立会い	<p>○法的助言の要請 運用上、弁護士の立会いが認められていないことにより、独禁法は解釈が広く難しいにもかかわらず、被疑者は法的助言を得られないため、事案をよく理解しないまま回答しているものの、任意の聴取として証拠として扱われており不当。</p> <p>○可視化・任意性信用性向上 聴取の可視化がなされず、不意打ちでの圧迫的(かつ長時間)に及ぶ場合もある)な聴取では、任意性や信用性に疑義が生じる。</p>	<p>○任意性信用性の欠如 権限・情報力のある検査官に対峙して、一人で調書の修正を申し入れるのが困難なのが実態。</p> <p>○防御の高度の必要性 独占禁止法は制裁的側面持つ高額の課徴金が課されるところ、これに対応した防御権が必要。</p> <p>○不当な質問への防御 誘導的な質問・執拗な質問・被疑事案と関係ない質問等答えなくていい質問への防御が必要。</p>	<p>○円滑な聴取の困難性 弁護士の介入により、被疑者から聴取がとりづらくなる。</p> <p>○弁護士の手当 被疑者が必ず弁護士を呼べる状態とは限らない。</p> <p>○従業員の萎縮効果 会社と従業員に利益相反がある場合に、会社弁護士が立ち会うと供述に萎縮効果が生じる</p>	<p>○審尋の代替性 任意に聴取に応じない場合には審尋への移行が可能。</p> <p>○不当な介入への制裁 弁護士の懲戒制度の活用。 従業員代理の弁護士は、守秘義務により社員に不利なことは開示しない。懲戒事由。</p> <p>○証拠の任意性の向上・効率的な聴取が可能 安心して真実を話せる環境により聴取の任意性が高まる。</p>	<p>任意なので公取と合意できれば、原則自由のはず。</p> <p>○不当な介入への制裁の強化 弁護士の介入の範囲について規定。その範囲を超える行為に罰則の新設。検査を妨害する弁護士に対して、行政庁からの弁護士懲戒請求を活用しやすくする。</p> <p>○弁護士の手当 被疑者の希望による。(当番弁護士類似の制度を構築することも一案)</p> <p>○従業員への対応 会社の弁護士だけでなく、従業員の弁護士の立会いを認める。</p>
供述調書の閲覧・謄写	<p>○リニエンシーの対応と防御 処分前手続きより早く自社の話した内容の調書について把握して、申請の有無の検討及び防御の準備を行いたい。</p> <p>○可視化・任意性信用性向上 聴取の可視化がなされず、不意打ちでの圧迫的な聴取では、任意性信用性に疑義が生じる。</p>	<p>○供述と調書の違い 供述自体と、供述をまとめられた供述調書の内容が異なりうるところ、事実を把握したい。</p> <p>○会社としての意見提出 会社は自社員の供述の調書を把握し、訂正・追加すべきであれば、検査段階で情報提供し、早期解決・真実解明したい。</p> <p>○事実関係に疑義 自社の認識と他社の供述内容に矛盾がある等、事実関係につき疑義がある場合、防禦権行使とともに、早期に真実解明を行いたい。</p>	<p>○供述調整 検査中であるところ、供述調整の可能性がある。</p> <p>○当局の裁量 社員の供述を訂正・追加の意見を受けても、縛られない。</p> <p>○萎縮効果 調書に残さないとして引き出している供述が得られにくい。</p>	<p>○検査妨害の罰則 供述調書の閲覧・謄写の結果、検査妨害をする場合には刑事罰で対処可能。</p> <p>○リニエンシーへの対応 リニエンシー提出内容を早急に検討する際に必要。</p>	<p>任意なので公取と合意できれば、原則自由のはず。</p> <p>○開示の範囲 ・自社分に限定する案 供述人の供述直後に閲覧可能、自社の聴取終了後に謄写可能。 ・他社証拠まで開示対象とする案 他社証拠に、違法性を否定する事実がある場合、防御権に寄与するのみならず、早期の真実解明によって後日の裁判等で無用な争いも回避できる。 なお、法制審でも事務当局試案として、目録開示・閲覧謄写を一定限度認める方向で議論されていることが参考になる。</p> <p>○求めによる・萎縮効果への対応 供述人の希望による。</p> <p>○告知 立入検査時の際に提示する被疑事実告知書に、供述聴取の閲覧・謄写ができることについて明記及び告げる。</p>
録音・録画	<p>○可視化・任意性信用性向上 聴取の可視化がなされず、不意打ちでの圧迫的な聴取では、任意性信用性に疑義が生じる。</p>	<p>○聴取全体の可視化 調書の前後の文脈から、調書が任意なものだったか事後的に検証が可能である。</p>	<p>○刑事との比較 刑事手続では試行段階。</p> <p>○萎縮効果 調書に残さないとして引き出している供述が得られにくい。</p>	<p>○刑事との比較・紛争の解消 既に一部の事案については、試行化から実用化に移行。(本年10月1日施行予定) 証拠の任意性信用性が高まり、無用な争いが減り、早期の実態解明につながる。</p>	<p>○萎縮効果への対応 (公取による音源管理の場合) 供述者の希望により、録音の開示を選択可能にする。 (供述者のレコーダー持ち込みの場合) 任意なので公取と合意できれば、原則自由のはず。 開示は供述者の判断に委ねられる。</p>
メモの録取	<p>○可視化・任意性信用性向上 聴取の可視化がなされず、不意打ちでの圧迫的な聴取では、任意性に疑義が生じる。</p>	<p>○頭の整理 リニエンシー申請の要否や防御のため、自分が何を話したのかを覚えておきたい。長時間にわたる聴取のなかで、頭の整理をしながら、任意に聴取に応じたい。</p>	<p>○検査の阻害 メモにより供述への対応が疎かになる可能性がある。供述調整の可能性はある。</p> <p>○刑事との関係 刑事では認められていない。</p>	<p>○録取の意図は一部 一言一句のメモの記録を意図しているものではない。</p> <p>○効率的な聴取が可能 自己の供述・記憶を思い出しやすくなり、実態解明に資する。</p> <p>○刑事との関係 筆記具は危険物にならない。</p>	<p>○メモの量の制限 任意なので公取と合意できれば、原則自由のはず。 筆記具や紙数枚については、公取から提供されたものでかまわない。</p>

供述聴取・審尋の防御権の論点 (2) 強制の審尋

防御権	問題の所在	必要性	実態解明阻害の懸念等	相当性	見直しの方向性・政策提案
弁護士の立会い	<p>○法的助言の要請 運用上、弁護士の立会いが認められていないことにより、独禁法は解釈が広く難しいもかわらず、被疑者は法的助言を得られないため、事案をよく理解しないまま回答しており、不当である(審尋の合間や終了後の相談では意味がない)</p> <p>○可視化・黙秘権の不存在への防御 罰則による強制処分であるところ、審尋の可視化がなされず、圧迫的方法による不当な審尋は許されない。</p>	<p>○防御の高度の必要性 独占禁止法は制裁的側面を持つ高額の課徴金が課されるところ、これに対応した防御権が必要。立会いが認められないのであれば、接見交通権の保障が必要。</p> <p>○不当な質問への防御 誘導的な質問・被疑事案と関係ない質問等答えなくていい質問への防御が必要。</p> <p>○効率的な審尋が可能 安心して回答できるようになる。</p>	<p>○弁護士の手当 被疑者が必ず弁護士を呼べる状態とは限らない。</p> <p>○従業員の萎縮効果 会社と従業員に利益相反がある場合に、会社弁護士が立ち会うと供述に萎縮効果が生じる。</p>	<p>○不当な介入への制裁 弁護士の懲戒制度の活用。 従業員代理の弁護士は、守秘義務により企業に不利なことは開示しない(弁護士法23条)。懲戒事由。</p>	<p>○不当な介入への制裁の強化 弁護士の介入の範囲について規定。その範囲を超える行為に罰則の新設。 弁護士の立会いは被疑者の希望による。(当番弁護士のような制度を構築することも一案) 検査妨害に相当する弁護士に対して、行政庁からの弁護士懲戒請求を活用しやすくする。</p> <p>○従業員への対応 会社と従業員の利益が相反するときは、会社の弁護士でなく、従業員の希望に基づき従業員の弁護士の立会いを認める。</p>
審尋調書の閲覧・謄写	<p>○リエンシーの対応と防御 処分前手続きより早く自社の話した内容の調書について把握して、申請の要否の検討には防御の準備を行いたい。</p> <p>○可視化・黙秘権の不存在への防御 罰則による強制処分であるところ、審尋の可視化がなされず、圧迫的方法による不当な審尋は許されない。</p>	<p>○供述と調書の違い 審尋自体と、審尋をまとめた審尋調書の内容が異なりうるところ、事実を把握したい。</p> <p>○会社としての意見提出 会社は自社員の供述の調書を把握し、訂正・追加すべきであれば、検査中の段階で情報提供し、早期解決・真実解明したい。</p> <p>○事実関係に疑義 自社の認識と他社の供述内容に矛盾がある等、事実関係につき疑義がある場合、防禦権行使とともに、早期に真実解明を行いたい。</p>	<p>○供述調整 検査中であるところ、供述調整の可能性はある。</p> <p>○当局の裁量 社員の供述を訂正・追加すべきとの意見を受けたところで、それに縛られるものではなく、当該供述への判断は必ずしも変わらない。</p>	<p>○検査妨害の罰則 審尋調書の閲覧・謄写の結果、検査妨害をする場合には刑事罰で対処可能。</p> <p>○リエンシーへの対応 リエンシー提出内容を早急に検討する際に必要。</p>	<p>○開示の範囲 供述人の供述直後に閲覧可能、自社の聴取終了後に謄写可能。 ・自社分に限定する案 ・他社証拠まで開示対象とする案 他社証拠に、違法性を否定する事実がある場合、防禦権に寄与するのみならず、早期の真実解明によって後日の裁判等で無用な争いも回避できる。 なお、法制審でも事務当局試案として、目録開示・閲覧謄写を一定程度認める方向で議論されていることが参考になる。</p> <p>○求めによる 被審尋人の希望による。</p> <p>○告知 立入検査時の際に提示する被疑事実告知書に、審尋の閲覧・謄写ができることについて明記及び告げる。</p>
録音・録画	<p>○可視化・黙秘権の不存在への防御 罰則による強制処分であるところ、審尋の可視化がなされず、圧迫的方法による不当な審尋は許されない。</p>	<p>○聴取全体の可視化 調書上の内容だけでなく、その前後の文脈から、調書が適正なものだったか検証が可能である。</p>	<p>○刑事との比較 刑事手続きでの録音は試行段階である。</p>	<p>○刑事との比較・紛争の解消 既に一部の事案については、試行化から実用化に向けた動きが活発。大きな潮流の変化。 無用な争いが減り、早期の実態解明につながる。</p>	<p>○開示の方法 (公取による音源管理の場合) 供述者の希望により、録音の開示を選択可能にする。 (供述者のレコーダー持ち込みの場合) 開示は供述者の判断に委ねられる。</p>
メモの録取	<p>○可視化・黙秘権の不存在への防御 罰則による強制処分であるところ、審尋の可視化がなされず、圧迫的方法による不当な審尋は許されない。</p>	<p>○頭の整理 リエンシー申請の要否や防御のため、自分が何を話したのかを覚えておきたい。長時間にわたる審尋のなかで、頭の整理をしながら、間違えないように審尋に応じたい。</p>	<p>○検査の阻害 メモにより審尋への対応が疎かになる可能性がある。供述調整の可能性はある。</p> <p>○刑事との関係 刑事では認められていない。</p>	<p>○効率的な聴取が可能 自己の供述・記憶を思い出しやすくなり、実態解明に資する</p> <p>○刑事との関係 筆記具は危険物にならない。</p>	<p>○メモの量の制限 筆記具や紙数枚については、公取から提供されたものでかまわない。</p>

(論点) 弁護士の介入の程度分類

- 供述聴取・審尋において、立ち会う弁護士が介入できる場合の程度について、実態解明を阻害しない程度に検討することが必要。
- ②については、供述人の意図に反して行われなことから、不当な介入とはいえないのではないか。
- ③の不当な質問についての介入は、供述人が介入を求めているとしても、適正な手続きとして正当な介入といえるのではないか。

< 弁護士の介入と実態解明への影響 >

	①不介入	②消極的介入	③積極的介入	
			< 不当な質問に介入 >	< すべてに介入 >
弁護士の介入の程度	供述聴取・審尋に立ち会うのみ。 (発言はできないが、メモの録取、録音は可能)	供述人から 依頼 があった場合のみ補助が可能。	供述人に対する 不当な質問 に対してのみ発言が可能。	何も 制約なく 、自発的に発言が可能。
実態解明への影響 (マイナス)	企業側弁護士 が立ち会えば、萎縮して供述しなくなる可能性がある。	供述人の質問が多いと供述聴取が 長時間 になる可能性あり。	不当か否かの基準が明確化されないと、 濫用の可能性 あり。濫用された場合には、録音録画で事後的検証により制裁が可能。	聴取を 妨げる 可能性がある。
実態解明への影響 (プラス)	従業員弁護士 が立ち会えば、萎縮して供述しないことはなくなり、調査への弊害はない。可視化により不当な聴取について抑止効果が働き、供述の 任意性が高まる (後日の 紛争防止 による 早期解決)。	理解した上で供述するため、供述の 任意性が高まる (後日の 紛争防止 による 早期解決)。また、弁護士の同席により供述人が安心し、供述が容易になる。	理解した上で供述するため、供述の 任意性が高まる (後日の 紛争防止 による 早期解決)。また、弁護士の同席により供述人が安心し、供述が容易になる。	理解した上で供述するため、供述の 任意性が高まる (後日の 紛争防止 による 早期解決)。また、弁護士の同席により供述人が安心し、供述が容易になる。

(参考) 弁護士懲戒制度

制度の概要

- 弁護士および弁護士法人(以下「弁護士等」といいます。)は、弁護士法や所属弁護士会・日弁連の会則に違反したり、所属弁護士会の秩序・信用を害したり、その他職務の内外を問わず「品位を失うべき非行」があったときに、懲戒を受ける(弁護士法56条)。

懲戒請求の手続き

- **何人も**、弁護士又は弁護士法人について懲戒の事由があると思料するときは、その事由の説明を添えて、その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会にこれを**懲戒することを求めることができる**(弁護士法58条)と規定されており、その弁護士等の所属弁護士会に請求することとなる。

行政からの懲戒請求

- **実績あり**。
- 但し、「何人も」については、行政府が主体のままでの請求は不可。個人名に請求する必要あり。

証拠隠滅等で懲戒処分とされた具体例



- 刑法104条は、将来、刑事事件となりうべきものを含むと解されている。
- 勾留(こうりゅう)中の被告人からの指示を**証拠隠滅**につながると知りながら外部に伝えたとして、大阪弁護士会は**2009年**、同会所属の・・・弁護士を**業務停止3カ月の懲戒処分**にした。同会によると・・・弁護士は「証拠隠滅につながるという認識はなかった」と否定している。発表によると、・・・弁護士は平成17年8～11月、大阪府警本部留置場で、強要罪などに問われた被告人と接見。約2億6800万円を横領したとされる事件に関し、証拠隠滅を指示する内容の伝言を知人女性に伝達したとしている。共犯として取り調べを受けた知人女性の供述から発覚し、当時の大阪地検次席**検事が懲戒請求**した。同会は「接見の権利を乱用し、**弁護活動の範囲を逸脱**した」としている。

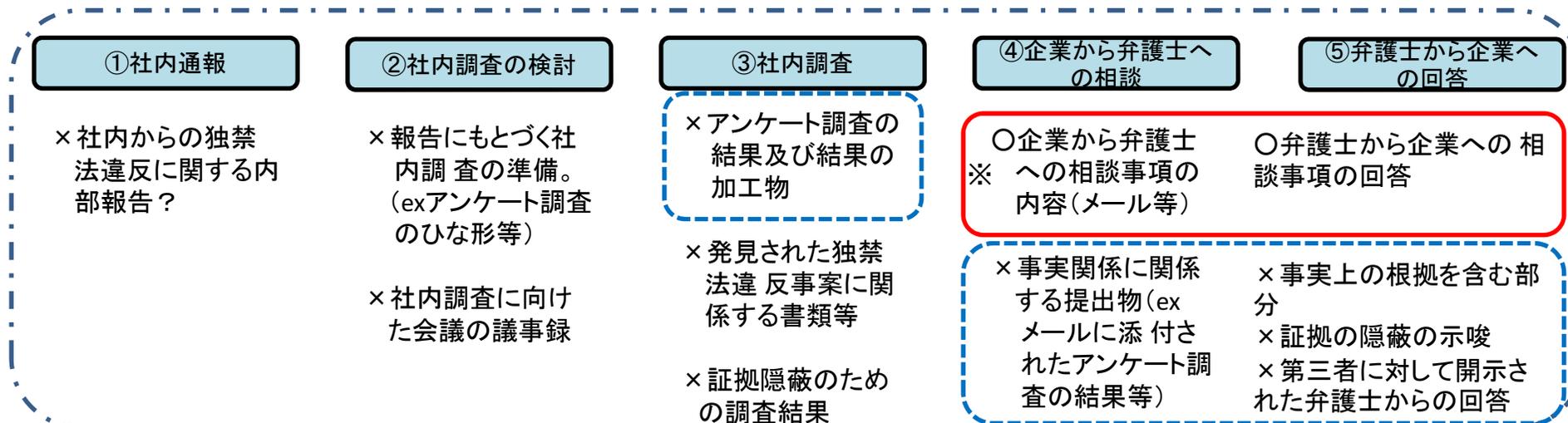
弁護士・依頼者間秘匿特権(秘密保障)

防御権	問題の所在	必要性	実態解明阻害の懸念等	相当性	見直しの方向性・政策提案
<p>秘匿特権(秘密保障)</p> <p>※米欧では認められている依頼者が弁護士との間で行った法律相談に関する交信は、行政当局の調査手続又は裁判上の証拠開示手続における開示の対象から除外されるという特権。</p>	<p>○秘密保障 民事訴訟法・刑事訴訟法・弁護士法等で秘密保障が担保されている法の趣旨が損なわれる。</p> <p>○国際制度間の不調和による弊害 昨今、国際カルテルにおいて、複数国での同時摘発も強化されている中、米国や欧州等多くの先進国では秘匿特権が認められているが、日本では認められていない。</p> <p>公取に任意若しくは間接強制である提出命令により資料を提出する場合または提出した資料が審判や裁判に提出される場合、海外での秘匿特権を失う(とみなされる)こととなり、当該資料やそれに基づく情報が海外当局に情報提供されるおそれが払拭できないこと、また海外の民事訴訟においてディスカバリーの対象となるおそれが高い。結果として、そもそも日本に対し、秘匿特権の対象情報を共有させられないという信用低下を招いている。</p> <p>○リニエンシー申請・社内調査の弊害 全社でコンプライアンス調査を行い、その結果、従業員から提供された情報を弁護士に照会して法的見解について相談するような場合に、秘匿情報も含めて提出することになり、事業者のリニエンシー申請を阻害すると共に、当該情報を失った事業者にとって、違法またはその疑義段階の行為の停止・解消を図るためのその後の社内調査等コンプライアンス活動を長縮させる。</p>	<p>○基本的人権 行政に対する適正手続(憲法第31条)の保障として、またプライバシーの保護等の秘密保証として、世界でも認められている権利。</p> <p>○独禁法固有の必要性・社内調査の弊害 リニエンシー制度がある独禁法では、違法行為の端緒がある際、または社員が自白する際には弁護士に安心して相談し、社内調査を行い、リニエンシーを促進する環境をつくるのが必須。</p> <p>○ディスカバリーへの防御 海外における秘匿特権を確保し、ディスカバリー請求により、本来開示する必要のない情報の開示を回避するため必要。</p> <p>○国際水準でのコンプライアンスの確保 国際的にビジネスを展開する際に、秘匿特権がないことにより、情報開示のおそれがあるために、社内の法的相談について海外子会社・取引先と同じレベルのものが共有されない。企業の国際水準でのコンプライアンス確保のためにも必要。</p>	<p>○証拠につながる価値 秘匿特権の対象となるような通信文書が立証のための決定的な証拠となったといえるまでの事案は存在しないが、秘匿特権の対象となり得るような文書が証拠となり得るにもかかわらず、当該文書を証拠として使用できないと、違反行為の立証が困難になり弊害が生じる。</p> <p>○米国の裁判所の判断 米国においては、裁判所の判断において、当局の命令を受けて提出する場合には秘匿特権が失われれないとの考えが示された地裁判決が一件(事件の結論としては任意に提出した場合であり、秘匿特権は放棄と判断された)。</p>	<p>○性質 本来、秘匿特権は検査協力のインセンティブと無関係に、基本的人権として認められてきたもの。</p> <p>○狭義の秘匿特権の範囲 秘匿特権の概念は、弁護士・依頼者間の通信であつて非常に狭いもの(次頁。)</p> <p>○直接証拠にならない 法的助言である通信内容自体が、違反行為を直接立証する証拠にはならない(JAS RAC事件参照)。</p> <p>○コンプライアンスの推進・リニエンシーの促進による実態解明機能の強化 秘匿特権があれば、弁護士に相談しやすくなる。その結果、弁護士の法的助言による違法行為の停止やリニエンシーの促進が期待できる。</p> <p>○米国の裁判所の判断の限定性 米国での判断は地裁レベルで、個々の裁判所判断事項であり、判例拘束性がない。そのため、秘匿特権を必ず保障したものでなく、日本でコントロール可能なものではない。また、提出した資料が命令でなく任意提出したものであった場合には秘匿特権が失われる。</p>	<p>○定義・範囲を明確化した導入 秘匿特権が認められることを範囲を明確化して明文化する。</p> <p>○秘匿の判断手続きの整備 検査先で秘匿の判断に争いがあるものに対し、その解決のための制度の整備。(その場で封筒にいれ、事後的に裁判所が判断する等)</p> <p>○不当な権利行使に対する制裁の整備 犯罪のための秘匿特権はそもそも定義対象外であるが、不当な秘匿特権の主張等について行政罰を規定。不当な秘匿特権の主張に協力する弁護士についても懲戒の申請。</p>

(論点) 弁護士・依頼者間秘匿特権(秘密保障)

- 秘匿特権(秘密保障)とは、米国や欧州では認められている**依頼者が弁護士との間で行った法律相談に関する交信**は、行政当局の調査手続又は裁判上の証拠開示手続における開示の対象から除外されるという特権。

＜秘匿特権(秘密保障)の対象となる資料のイメージ:社内コンプラ調査の事例＞



※部分のみが秘匿特権(秘密保障)の対象となる資料。独禁法違反を証明する直接の書類等や弁護士との交信すべてが対象となるわけではない。



秘匿特権(秘密保障)を認めても、公正取引委員会が行う実態解明機能は損なわれない。
(なお、導入にあたっては、秘匿特権の認められる**範囲を明確**にし、当該資料が秘匿特権に該当するか**争い**があった場合の解決方法の導入、不当な権利行使に対する**制裁**等についても整備する必要がある)

範囲: 書面のみか、社外弁護士のみか、依頼者は相談者個人だけか等
不当な権利行使: 手続きを遅らせる目的、犯罪や詐欺を継続して行うことの一部 等